

資料編



1 | たつの市総合計画審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 13 号

(設置)

第 1 条 たつの市の総合計画を審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、たつの市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の基本構想及び基本計画について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 各種団体の推薦する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係機関の職員

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第 2 項第 1 号から第 4 号までの規定により委嘱された委員が当該各号の身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2 | たつの市総合計画審議会委員名簿

氏名	条例上の区分	所属団体・役職等
柏原 要	市議会の議員	たつの市議会議員
和田 美奈		たつの市議会議員
松尾 壯典	市教育委員会の委員	たつの市教育委員会委員
猪澤 敏一	市農業委員会の委員	たつの市農業委員会会長
○徳永 耕造	各種団体の推薦する者	たつの市連合自治会会長
井上 末廣		たつの市老人クラブ連合会会長
古橋 淳夫		たつの市・揖保郡医師会会長
井上 猛		龍野商工会議所会頭
木津 真人		たつの市商工会会長
三宅 崇輝		龍野青年会議所副理事長
船引 真永		たつの市民生委員児童委員連合会会長
井戸 正文		たつの市観光協会会長
◎高坂 誠		学識経験を有する者
村上 早百合	株式会社神戸新聞社姫路本社代表	
渡瀬 康英	関係機関の職員	兵庫県西播磨県民局局長

*◎は会長、○は副会長

*職名は、委員委嘱時点(令和3年8月5日)のものであります。

3 | 第2次たつの市総合計画後期基本計画策定に係る協議経過

実施日	内容
令和3年2月24日	第1回ワーキング会議全体会
令和3年3月4日	第1回やすらぎづくり分科会
令和3年3月5日	第1回安全・安心なまちづくり分科会
令和3年3月5日	第1回ひとづくり分科会
令和3年3月8日	第1回ふるさとづくり分科会
令和3年3月8日	第1回ワーキング会議分科会長会
令和3年3月9日	第1回にぎわいづくり分科会
令和3年3月12日	第2回安全・安心なまちづくり分科会
令和3年3月12日	第2回ワーキング会議分科会長会
令和3年3月15日	第2回にぎわいづくり分科会
令和3年3月15日	第3回ワーキング会議分科会長会
令和3年3月16日	第4回ワーキング会議分科会長会
令和3年3月17日	第2回ふるさとづくり分科会
令和3年3月17日	第3回安全・安心なまちづくり分科会
令和3年3月22日	第3回にぎわいづくり分科会
令和3年3月23日	第2回ひとづくり分科会
令和3年7月9日	第1回策定委員会
令和3年8月5日	第1回総合計画審議会(市長から総合計画審議会に諮問)
令和3年9月13日 ～10月1日	パブリックコメントの実施
令和3年10月11日	第2回策定委員会
令和3年10月28日	第2回総合計画審議会
令和3年11月18日	総合計画審議会から市長に答申
令和3年11月30日	市議会定例会に総合計画(基本構想の一部変更)を上程
令和3年12月23日	市議会定例会で総合計画(基本構想の一部変更)を可決

4 | 第2次たつの市総合計画 諮問書

た 企 第 204 号
令和3年8月5日

たつの市総合計画審議会
会長 高 坂 誠 様

たつの市長 山 本 実

第2次たつの市総合計画について(諮問)

第2次たつの市総合計画基本構想の改訂及び後期基本計画の策定に当たり、たつの市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第2次たつの市総合計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

序
論

基本
構想

基本
計画

序

1

2

3

4

5

まち
未来
創生
戦略

S
D
G
s

資
料
編

5 | 第2次たつの市総合計画 答申書

令和3年11月18日

たつの市長 山本 実 様

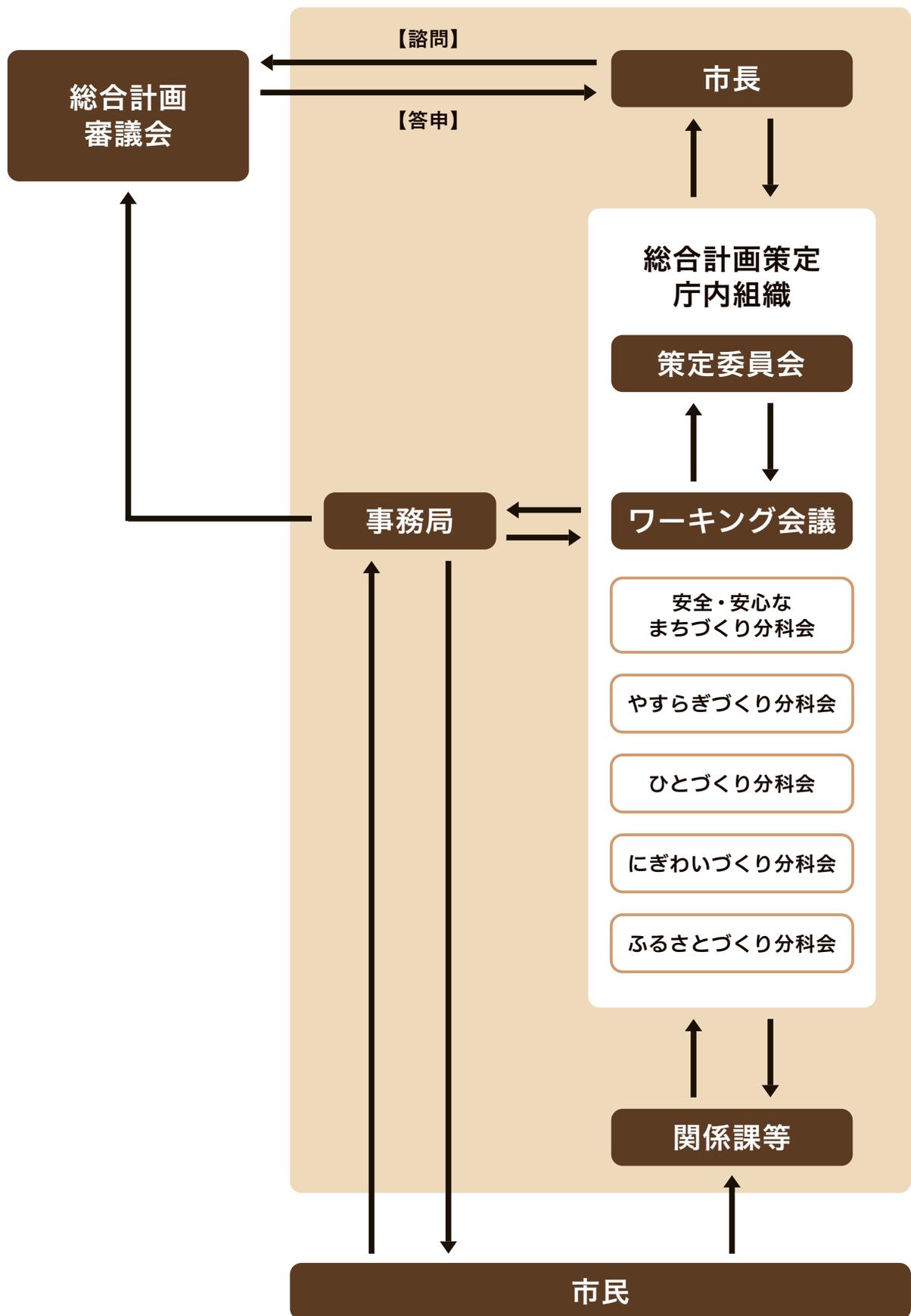
たつの市総合計画審議会
会長 高坂 誠

第2次たつの市総合計画について(答申)

令和3年8月5日付けた企第204号で諮問のあった第2次たつの市総合計画について、たつの市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、慎重に審議してきた結果、審議会委員の提案による修正を加え、別冊のとおり改めましたので、次の意見を付して答申します。

- 1 まちづくりの将来像の実現に向けて、本計画に掲げる諸施策を着実に推進し、「たつの市らしさ」を大切にされた施策展開に努められたい。
- 2 将来人口の目標達成に向けて、社会経済情勢の変化や市民の意識・行動の変容を的確に捉え、時代に即した柔軟で効率的な市政運営に徹し、すべての人々が住みたい・住み続けたいと思えるまちの実現に努められたい。
- 3 SDGs(持続可能な開発目標)の理念である「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を見据え、本計画を市民、団体・事業者等のあらゆる主体と共有し、地域課題の解決に向け、参画と協働によるまちづくりの推進に努められたい。

6 | 第2次たつの市総合計画策定組織図



第 2 次 たつの市 総合計画

発行日：令和4年3月

発 行：たつの市

編 集：企画財政部企画課

たつの市龍野町富永 1005 番地 1

TEL (0791) 64-3141 FAX (0791) 63-3786

URL : <https://www.city.tatsuno.lg.jp>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

